

鹿児島接見国賠請求事件会長声明

鹿児島地方裁判所は、2008年（平成20年）3月24日、鹿児島秘密接見交通権侵害国家賠償請求事件において、原告である鹿児島県弁護士会所属弁護士10名、宮崎県弁護士会所属弁護士1名の全員について、弁護人と被疑者・被告人の秘密接見交通権の侵害があったとして慰謝料等合計550万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

この事件は、2003年（平成15年）4月に施行された鹿児島県議会議員選挙に際して、公職選挙法違反で刑事責任を追及された被疑者・被告人と弁護人であった上記弁護士らとの接見について、捜査機関が、接見の都度その直後に接見内容に関して被疑者らの取調べを行ったうえこれを供述調書化して刑事公判で合計76通もの供述調書を証拠請求してくるという暴挙に出たため、弁護人である弁護士らが秘密接見交通権を侵害されたとして2004年（平成16年）に提訴していたものである。

この訴訟において、被告国、県側は、秘密交通権は接見終了後には保障されないとか、弁護人が否認の懲罰を行っていたものであるからとか、被疑者らが任意に供述していたものであるから等の理由で接見内容の供述調書化に違法性はない旨主張していたが、同日鹿児島地方裁判所で言い渡された判決では被告らの主張はいずれも排斥されて、取調べにおいて秘密接見交通権の侵害がなされたことを明確に認定し慰謝料等の支払いを命じる判決を言い渡した。

しかしながら、秘密交通権の保護が及ばないとされる例外を認めた点については問題があるところである。

当会は、弁護人と被疑者・被告人との接見交通権については、「いつでも自由になされ、かつ秘密が保障される」ことが絶対に必要であり、この保障があつて始めて被疑者・被告人は安心して弁護人に相談できるので、弁護人との信頼関係が構築でき、弁護権の行使が十全となるとの立場から、秘密接見交通権の確立を訴えてきたもので、この判決を基礎に、今後も秘密接見交通権侵害を許さないための弁護活動実践を行うと共に、これの確立のために全力を傾けることを宣言する。

2008年（平成20年）3月26日

兵庫県弁護士会

会長 道上 明